

税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System



解説書を超えた強力な ツール・判決を読む

正木 洋子「目黒」

はじめに

税理士業務には解説書では解決できない問題が少なくありません。自力で解決策を考える、いわゆる「自己解決」のために判決は強力なツールとなります。

自分の抱える問題点が判決の事実関係と合致していれば、判決の結論は自己解決を導いてくれるでしょう。仮に、事実関係が少しずれていたりしても、判決の事実認定、法解釈を検討することで問題点の整理と自己解決への道筋を示してくれるでしょう。

納税者が勝訴した判決ばかりではなく負けた判決にも学ぶべきことは多いのです。この強力なツールを活用しない手はありません。

最近の判決書は争点を明示しているため、難解といわれる判決文もかなり読みやすくなってきました。何事も習うよりの慣れるのです。実際に判決に触れて、人の子でもある裁判官が下す判決の面白さを体験してみましよう。

1、判決書の構成

民事事件の判決書は、「主文」、「事実」、「理由」から構成されています。「主文」は判決の結論を示しています。「事実」は

2、TAINSの一次情報

判例集には、判決書の本文の前に「判決要旨」、「判示事項」という判決理由を整理し簡条書きにした索引に当たるものが付いています。

3、今月取り上げる判決

判決を真に自己解決に活用するためには、その判決が確定していることが必要です。最終的に最高裁判所の判断をもって判決の効力が発生することになります。

今日は、同一の事案でありながら裁判所の判断が分かかれ、上告中である判決をご紹介します。

争点・ホステス報酬の源泉徴収義務/所令322条「計算期間の日数」の意義

ホステス報酬の源泉徴収に当たり、控除額として所令322条に「5000円に当該支払金額の計算期間の日数を乗じて計算した金額」と規定されています。この「計算期間」が実際の出勤日数の合計なのか、又

①平18・3・23東京地裁・Z8888-1127
7(棄却)
平18・12・13東京高裁・Z8888-1278(棄却)

②平18・5・10横浜地裁・Z8888-1118
1(一部取消し)
平19・3・27東京高裁・Z8888-1289(控訴棄却)

③平18・11・21東京地裁・Z8888-1317
7(一部取消し)
平19・6・12東京高裁・Z8888-1327(控訴棄却)

④平18・1・26熊本地裁・Z8888-1116
0(一部取消し)
平18・10・24福岡高裁・Z8888-1251(原判決取消し)

⑤平18・2・13大分地裁・Z8888-105
4(棄却)
平19・5・9福岡高裁・Z8888-1244(原判決取消し)(納税者勝訴)

②と③の判決の控訴人は税務署長です。全く同一の事案でありながら、裁判所の法解釈は分かれています。

①の判決では、原則として文理解釈に徹すべきであるが、法令の趣旨・目的を十分参酌してその文言を解釈すべきであるという立場をとり、所令322条に規定する控除額は必要経費に限りなく近似させることに意義があるから、同上の計算期間は実際の出勤日数というものであるとしています。

一方②及び③の判決は、租税法の解釈は成文法の文理解釈が原則であり、通則法10条1項に規定する期間の意義との整合性、「計算期間の日数」を暦上の日の数と解することに格別不自然な点が見当たらないこと等からすれば、同期間は集計期間の暦上の日数と解す

は一定の集計期間であるのかを争点とする判決です。TAINSでは判決要旨に出るまでの一次情報は、データベース編集室が作成したものであり、税務訴訟資料が刊行されれば税務訴訟資料の判決要旨に置換えられます。データベース編集室が作成した一次情報は、裁判官の判断の道筋が分かるようにコンパクトにまとめられています。

また、TAINSの一次情報は上訴関係を一覧で把握することができます。そして、検索結果の画面から控訴審、上告審をクリック一つで瞬時に呼び出すことができます。TAINSは内容はもちろん、利便性にも工夫が凝らされているのです。

④平18・1・26熊本地裁・Z8888-1116
0(一部取消し)
平18・10・24福岡高裁・Z8888-1251(原判決取消し)

⑤平18・2・13大分地裁・Z8888-105
4(棄却)
平19・5・9福岡高裁・Z8888-1244(原判決取消し)(納税者勝訴)

④平18・1・26熊本地裁・Z8888-1116
0(一部取消し)
平18・10・24福岡高裁・Z8888-1251(原判決取消し)

⑤平18・2・13大分地裁・Z8888-105
4(棄却)
平19・5・9福岡高裁・Z8888-1244(原判決取消し)(納税者勝訴)

④平18・1・26熊本地裁・Z8888-1116
0(一部取消し)
平18・10・24福岡高裁・Z8888-1251(原判決取消し)

⑤平18・2・13大分地裁・Z8888-105
4(棄却)
平19・5・9福岡高裁・Z8888-1244(原判決取消し)(納税者勝訴)

【お詫び】平成20年4月24日現在、税法データベースは、サーバーダウンのため検索ができません。ご迷惑をおかけし大変申し訳ありません。

④の判決は法68条の所得税額控除の事例であり、⑤は法69条の外国税額控除の事例です。どちらも「当該金額として記載された金額」の解釈をめぐって判断が分かれています。こちらも、最高裁の判断が待たれる事例です。

④の判決は法68条の所得税額控除の事例であり、⑤は法69条の外国税額控除の事例です。どちらも「当該金額として記載された金額」の解釈をめぐって判断が分かれています。こちらも、最高裁の判断が待たれる事例です。

④の判決は法68条の所得税額控除の事例であり、⑤は法69条の外国税額控除の事例です。どちらも「当該金額として記載された金額」の解釈をめぐって判断が分かれています。こちらも、最高裁の判断が待たれる事例です。

④の判決は法68条の所得税額控除の事例であり、⑤は法69条の外国税額控除の事例です。どちらも「当該金額として記載された金額」の解釈をめぐって判断が分かれています。こちらも、最高裁の判断が待たれる事例です。

④の判決は法68条の所得税額控除の事例であり、⑤は法69条の外国税額控除の事例です。どちらも「当該金額として記載された金額」の解釈をめぐって判断が分かれています。こちらも、最高裁の判断が待たれる事例です。

④の判決は法68条の所得税額控除の事例であり、⑤は法69条の外国税額控除の事例です。どちらも「当該金額として記載された金額」の解釈をめぐって判断が分かれています。こちらも、最高裁の判断が待たれる事例です。

④の判決は法68条の所得税額控除の事例であり、⑤は法69条の外国税額控除の事例です。どちらも「当該金額として記載された金額」の解釈をめぐって判断が分かれています。こちらも、最高裁の判断が待たれる事例です。

④の判決は法68条の所得税額控除の事例であり、⑤は法69条の外国税額控除の事例です。どちらも「当該金額として記載された金額」の解釈をめぐって判断が分かれています。こちらも、最高裁の判断が待たれる事例です。

④の判決は法68条の所得税額控除の事例であり、⑤は法69条の外国税額控除の事例です。どちらも「当該金額として記載された金額」の解釈をめぐって判断が分かれています。こちらも、最高裁の判断が待たれる事例です。



経営に瞬発力

経営に跳躍力

経営に機動力

経営に速攻力

多様化し、高度化する顧問先企業のニーズに応えるMJSのサポート体制。ネットワーク・セキュリティ(情報漏えい防止・PC不正使用防止)のこともすべてMJSにご相談ください。

顧問先企業が会計事務所に求めることは、会計業務を超えて経営全般に及びます。会計事務所とともに歩み続けて30年。MJSは会計事務所から多くのご要望をいただき、会計事務所とともに成長してきました。そして今、あなたの事務所の未来を見据え、より強固な経営インフラを築き上げるために、さらに進んだサポート体制で臨みます。

MJS
www.mjs.co.jp

MJS 財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス
●本社:東京都新宿区四谷4-29-1 TEL.03-5361-6369(代表)
●営業本部:東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階
TEL.03-5326-0381 ●拠点/33支社・3営業所

MJSの会計システムは、顧問先指導に強いオールラウンド・ソリューション。